

令和7年1月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 議会議場 令和7年1月23日（木）午前9時00分～

2. 出席者：
農業委員（13名）

野村会長 川畑委員 加納委員 大里委員 松田委員 三島委員 東委員 今井委員
山田（定）委員 榮委員 山田（兼）委員 村山委員 皆吉委員

欠席者 大福委員

推進委員（2名）川間委員 久富委員

3. 議事日程

（1）議事録署名委員の指名

（2）議事

議案第60号 農地法第3条の規定による許可について

議案第61号 農地法第5条の規定による許可について

議案第62号 農用地利用集積計画（基盤法）の作成について

議案第63号 農用地利用集積等促進計画（中間法）の作成について

議案第64号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

議案第65号 農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査について

4. 報告

（1）合意解約に関する報告について

5. その他

次期総会について

日時：令和7年2月21日（金）午前9時～

場所：和泊町議会議場（役場2階）

議案提出締切日：2月14日（金）午後5時まで

議案発送日：2月18日（火）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局係長 名越 美希

事務局主査 先山 照子 制作者 逆瀬川 恵

○先田局長

おはようございます。時間になりましたので始めたいと思います。

本日の出席人数は、定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。

それではただいまより、令和7年度1月期和泊町農業委員会定例総会を開催します。

始めに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

はい。皆さん、おはようございます。先月から他に会に呼ばれることはありませんでした。以上です。

○先田局長

はい。ありがとうございます。

それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○野村会長

はい。それでは、議事録署名委員を指名したいと思います。川畑委員、加納委員と私でいききたいと思います。よろしいですか。

それでは議事に入ります。議案第60号。農地法第3条の規定による許可について。事務局の説明をお願いします。

○先田局長

申請番号1番。有償による所有権の移転です。土地の所在が畦布，船畠〇〇，畑，面積579㎡，他3筆，合計4筆。全面積5,797㎡。渡人が埼玉県にお住まいの〇〇氏，受人が畦布の〇〇氏です。最初の1筆以外は農振地域です。申請事由として経営の規模拡大です。調査員が三島委員です。

申請番号2番。無償による所有権の移転です。土地の所在が大城，瀬利覚田〇〇，畑，面積1,915㎡。農振地域です。渡人が東京都にお住まいの〇〇氏，受人が喜美留にお住まいの〇〇氏です。贈与です。調査委員が山田兼正委員です。

申請番号3番。有償による所有権の移転です。土地の所在が仁志，内窪〇〇，畑，農振地域です。面積943㎡です。渡人が仁志にお住まいの〇〇氏，受人が仁志の〇〇氏です。農業委員のあっせんによる売買です。調査委員が亘委員，あっせん委員が亘委員と野村会長です。

以上3件の申請が、農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をお願いします。

○野村会長

はい。それでは1番から説明をお願いします。

○三島委員

〇〇氏から、〇〇氏への売買です。この畑は元々ローズグラスを作っており、受人の〇〇氏も畜産をしているので、何も問題はないと考えられます。審議の方よろしくお願いします。

○野村会長

2番，山田兼正委員。

○山田(兼)委員

〇〇氏から〇〇氏への贈与です。何も問題はないと思います。審議の方よろしくお願いします。

○野村会長

はい。3番，お願いします。

○名越係長

はい。あっせんによる売買です。〇〇氏は農業法人の構成員なので会社との使用貸借契約も出ております。

○野村会長

はいわかりました。それでは、質問を受けたいと思います。何かありますか。

質問がないようですので採決をしたいと思います。許可をしてよろしいですか。挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数ですので、許可をしたいと思います。それでは次にいきます。

議案第 61 号。農地法第 5 条の規定による許可について。農地法第 5 条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議をもとめる。

説明をお願いします。

○名越係長

はい。農地法第 5 条の規定による一時転用の許可申請についてです。

申請番号 1 番。西原，ヲフン上〇〇，農振区域内で面積が 3,965 m²の内 128 m²の申請です。譲渡人が西原の〇〇氏，譲受人が株式会社〇〇です。こちらは現場事務所，資材置場として利用したいということで申請が上がって参りました。現地確認を久富委員と行きました。工事終了後は整地して，直ちに返還するとのことで特に問題はないと思いますが，審議の方お願いします。

○野村会長

質問はないですか。

久富委員は何かありますか。

○久富委員

所有者に話しましたが，終わり次第返還するとのことで，何も問題はないと思います。

○野村会長

はい。それでは採決をしたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数ですので、許可をしたいと思います。

次に行きます。議案の第 62 号。農用地利用集積計画（基盤法）の作成について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の農用地利用集積計画を作成したので，次の通り審議を求める。

公社まで合わせてお願いします。

○名越係長

はい。基盤強化法第 19 条の契約についてです。

申請番号 1 番。内城，下前田〇〇，畑，面積 469 m²です。こちらは，大阪市にお住まいの〇〇氏と，玉城にお住まいの〇〇氏の新規の賃貸借契約です。契約開始は令和 7 年 2 月 1 日からの 10 年間です。

続いて，申請番号 2 番。大城，大津美田〇〇，畑，面積 924 m²，他 1 筆，全 2 筆です。こちらは，鹿児島市にお住まいの〇〇氏と，大城にお住まいの〇〇氏の新規の賃貸借契約です。契約期間は令和 7 年 2 月 1 日からの 10 年間です。

続いて申請番号 3 番。仁志，中窪〇〇，畑，面積 943 m²です。こちらは，先ほど 3 条の許可

申請でも出ました。仁志の〇〇氏から、仁志の株式会社〇〇への新規の使用貸借です。契約期間は令和7年2月1日からの10年間です。

続いて申請番号4番。和、城原〇〇、畑、面積4,415㎡、他1筆、全2筆、全面積5,419㎡です。こちらは宮崎県にお住まいの〇〇氏から手々知名の株式会社〇〇氏への更新の賃貸借契約です。契約期間は令和7年2月1日からの3年間です。

続いて申請番号5番。内城、上前田〇〇、畑、面積339㎡です。こちらは大阪府にお住まいの〇〇氏から内城にお住まいの〇〇氏への新規の賃貸借の契約です。契約期間は令和7年2月1日からの10年間です。

では公社を通した賃貸借契約の説明をします。

申請番号1番。出花、ブリ石〇〇、畑、面積4,138㎡。こちらは、岐阜県にお住まいの〇〇氏から、出花にお住まいの〇〇氏への賃貸借契約です。未相続農地で契約は〇〇氏とされています。新規の賃貸借契約になりまして、契約開始が令和7年3月31日からの10年間です。

続いて申請番号2番。国頭、花田〇〇、畑、270㎡、他2筆、合計3筆、全面積3,726㎡です。こちらは、国頭にお住まいの〇〇氏から、国頭にお住まいの〇〇氏への新規の賃貸借です。こちらでも未相続農地で契約は〇〇氏とされています。契約期間は令和7年3月31日からの6年間です。

申請番号3番。国頭、崎之島〇〇、畑、面積1,195㎡、他4筆、全5筆、全面積3,313㎡です。こちらは、玉城にお住まいの〇〇氏から、国頭にお住まいの〇〇氏への賃貸借契約です。新規の賃貸借契約になりまして、契約開始が令和7年3月31日からの6年間です。

申請番号4番。西原、免座納〇〇、畑、3,214㎡、他1筆、合計2筆、全面積1,945㎡です。こちらは、西原にお住まいの〇〇氏から、西原にお住まいの〇〇氏への更新の賃貸借です。契約期間は令和7年3月31日からの3年間です。

○野村会長

はい。それではみなしの解消を抜いた新規の方の説明をお願いします。

3番。

○名越係長

〇〇氏は株式会社〇〇の構成員であり、こちらの畑も会社で使うため使用貸借契約が出ました。

○野村会長

はい。5番。村山委員。

○村山委員

所有者の〇〇氏は長年耕作者を探していました。今回受人に声をかけたところ、あっせんが成立いたしました。

○野村会長

公社の1番。お願いします

○川畑委員

前耕作者がもう使わないとのことで今回〇〇氏との契約をされました。

○野村会長

2番。東委員。3番までお願いします。

○東委員

はい。2番の畑は元々ローズグラスを作っており、今回耕作者の〇〇氏もローズグラスやジャガイモを作っているので借りると契約が成立いたしました。所有者も若くてやる気のある方に任せたいとの事でした。3番は、高齢のため人に貸したいとあっせんが出ており今回〇〇氏

に声をかけたところあっせんが成立いたしました。

○野村会長

はい。それでは採決をします。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数ですので、許可をしたいと思います。

次にいきます。議案の第 64 号。農地のあっせん申し出の受理及びあっせんへの選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第 9 に基づくあっせんの申し出があったので、別紙の通り提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。説明をお願いします。

○名越係長

はい。こちら仁志、大島〇〇の買いたいのあっせんですが、現在の所有者と登記簿上で名義が違うため購入したかったようです。それはあっせんではないと取下げの申請が出ております。今後時効取得で出ると思います。

続いて次のページ、今度は借りたいのあっせんです。

整理番号 1 番。希望する土地は、和泊・和・上手々知名・手々知名・出花・伊延・喜美留です。全体で 2,000 ㎡です。申し出者は、和泊お住まいの〇〇氏です。希望価格は 10a 当たり 〇〇円から 〇〇円で借りたいということです。

○野村会長

はい。わかりました。

それでは借りたいの申し出のあっせん委員は書いてある集落の担当者 8 名でお願いします。この 7 集落いいですか。

異議が無いようなのでこちらの 7 集落の担当の方お願いします全体で 2,000 ㎡のようなので頑張って見つけて来てください。

次にいきます。議案の第 65 号、農地法第 32 条第 1 項の規定に基づく利用意向調査について。農地法第 32 条第 1 項の規定により農地の利用意向調査を実施していいか、次のとおり審議を求める。

説明をお願いします。

○先田局長

はい。皆さんに利用状況調査をしていただいた中で、耕作中以外のリストを載せています。

この中で特に今回確認していきたくて考えているのが、この不耕作の緑と黄色以外の畑になっているところです。こちら遊休地や、非農地等で上がってきています。全体で 500 近くになるのですが、こちらはまだ不耕作の緑と黄色が入っているので、それを抜いた畑を確認していきたくて思います。

今朝それぞれのタブレットの方に担当されている字の確認工程をお送りしてありますので、前もってどの場所を見るのか確認していただいて、来週ぐらいからこちらの方で日程調整をさせていただいて、その地区の担当と事務局から私、税務課の担当も同行したいということです、このメンバーで確認を行いたいと思います。

大体、1 つの地区で 40 から 50 筆程になりますので、時間的にはそれほどかからないと思っています。かかっても 2 時間、長くて 3 時間あれば十分回れるかと思っていますので、時間を調整していきたくて思います。よろしくをお願いします。

タブレットを持っている方は、前もって確認していただいて、回る順番を考えていただければと思います。やはりそれぞれ地元の委員の方が詳しく知っているかと思っていますので、回る順番の方までよろしくお願ひしたいと思っています。

○野村会長

はい。どうぞ。

○川畑委員

税務課が入るのは、この遊休農地非農地を農地として使えないということの確認みたいな感じですか。

○先田局長

非農地になっている所は、もう畑として使えないようになっていると思いますので、それをそれぞれ確認します。

すべて現況地目が畑のままで所ですので、現況地目を確認して雑種地や山林など畑以外のものになれば次回から調査の対象から外れますので、次回の調査も少し楽になるのかと思います。

○野村会長

何か質問ありますか。

○先田局長

現地確認アプリを立ち上げてもらおうと、担当する地区の畑にピンが立っていますので、そちらで回る順番まで考えてもらえればありがたいです。

例えば、畦布、出花、上手々知名の3人の方でチームを組んでいただいて、これで50筆の確認になります。今の3集落で50筆ですね、それぞれの担当する字によって筆数は変わってきますので、赤いピンが立っているところを確認したいと思います。

○川畑委員

今まで委員でペアを組んで回っていたのを、税務課がついてもう1度確認をして現況を変えていくという形の作業ってことですね。

○先田局長

はい。そうなります。

この組み合わせは11月の総会の時に出した農業委員推進サポート一覧表というのがあるかと思います。そちらで班を作っています。

○村山委員

耕作中のところに赤いピンが立っています。こちらは今も使われております。このような場合はどういう対応をしたらいいのでしょうか。

○先田局長

そういったところがあったら前もって教えていただければ、修正したいと思います。実際回りながらも修正できますので、その都度変更致します。

今回の計画はそれぞれの都合もありますので、確認しながら日程を組んでいきたいと思います。回る場所は非農地になっている所を重点的に回っていききたいと思います。

○野村会長

何か質問ありますか。なければその予定を事務局に組んでもらって、各委員と事務局で調整をするということよろしいですか。それではお願いします。

○先山主査

例年、農業委員会の皆さんと目標を立てて承認をいただきました。その中で遊休地は0と目標を立てておりますので、これだけ遊休農地が出て来ているので、何とか皆さんで所有者や耕作者の方に声掛けをして、少し相談をしてみてください。大変でしょうけれどもお願いいたします。

ます。

○野村会長

これ永嶺に2ヶ所あるのだけど。もう何年も前から非農地にしようかと説得しているのですが、所有者が嫌だと言う。このような場合はほっとくしかないのではないかと考えています。行政的にやりますか。どうですかね皆さん。

○川畑委員

考え方としては、畑は畑として使う。使えない畑は、非農地に変える。その考えでやっていくのですね。そのスタンスは変わらず、その中で今回出ているところも見ていきながらもう畑には戻せないところを税務課と確認をしながら外していくっていう作業ですね。

はい、わかりました。

○野村会長

はい。どうぞ村山さん。

○村山委員

これをやった場合にこの登記上の地目は変わるのですか。

○先田局長

登記地目については、持ち主が変えない限り変わらないので、農業委員会としてはこの現況地目の方を変えていく必要があるかと思っています。

○村山委員

わかりました。

○野村会長

他に何か質問はありますか。この計画は1日中やるという事なのですか。

○先田局長

できれば午前中で1チーム、午後に1、2チームと進めることが出来れば、3日くらいで終わらないかと思っています。

○先山主査

委員の都合もありますので、そちらも確認しながら工程組んでいきたいと思っています。

○野村会長

そういうことですので、協力をお願いします。

○皆吉委員

すみません。アプリで見ると10件ぐらいあるのですが、この紙には7件しかありません。これはなぜなのでしょう。

○先田局長

紙に作った時と少し違うところもあると思いますので、そこも実際見ながら確認しようと思います。紙よりもタブレットの方が最新の情報となっておりますので確認をお願いします。

○野村会長

はい。質問等ありますか。なければ、予定表を配布してから、それぞれで調整をしていくということでもよろしいですか。それではそのようにしたいと思います。

議案の 65 号はこれで終わりたいと思います。合意解約は目を通してください。
何か質問ありますか。なければこれで終わろうと思います。
次期総会は 2 月 21 日 和泊町議会議場で行います。議案締切りが 2 月 14 日。議案発送が 2 月 18 日です。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和 7 年 月 日

会 長 _____.

署名委員 _____.

署名委員 _____.